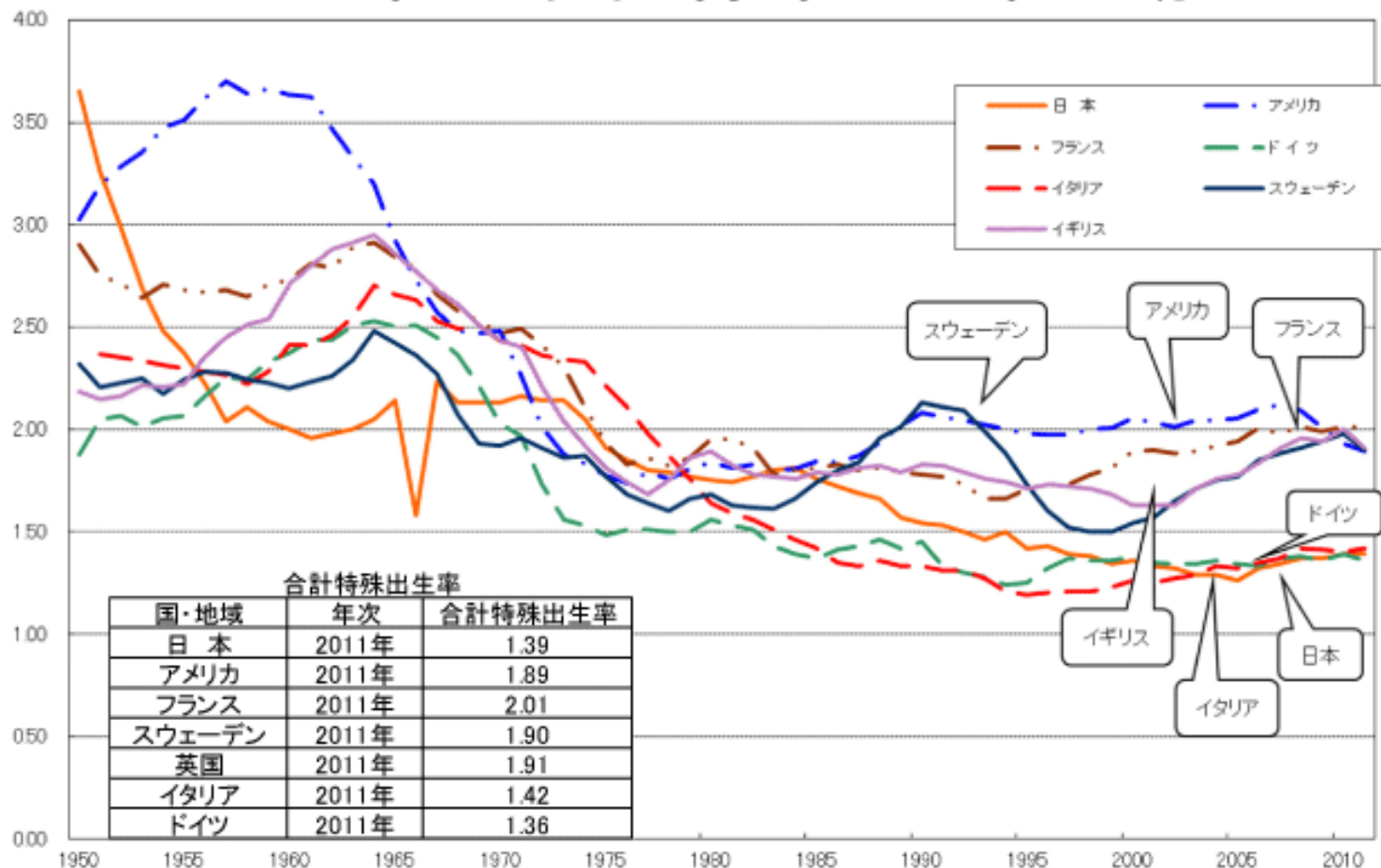


主な国の合計特殊出生率の動き



資料：ヨーロッパは、2008年までEU "Eurostat"、Council of Europe "Recent demographic developments in Europe"、United Nations "Demographic Yearbook"。2009年以降は、各国政府の統計機関。米国は2007年まで U.S. Department of Health and Human Services "National Vital Statistics Report"、United Nations "Demographic Yearbook"、U.S. Census Bureau。2008年は、"The Social Report 2010"。2009年以降は、アメリカ政府の統計機関。日本は厚生労働省「人口動態統計」。

スウェーデンとフランスの 労働力率と出生率

	出産期（25～44歳） 女性の労働力率	合計特殊出生率
スウェーデン	84.3%	1.71
フランス	79.5%	1.89
ドイツ	77.8%	1.34
日本	66.6%	1.29

スウェーデンにおける主な取り組み

①充実した育児休業制度

- 育児休業は両親あわせて480労働日取得可能
- 「両親保険」によって休業直前の8割の所得を390労働日にわたり保障（両親保険の財源は事業主が支払う社会保険拠出（支払給与の2.2%））
- 2年半以内に次の子を産むと、労働時間を短縮して復職中であっても、先の子の出産の休業直前の所得の8割が育児休業中に再び保障される。

②充実した保育サービス

③児童手当および住宅手当

- 児童手当：16歳未満の子を持つ家庭（所得制限なし）
 - 第1子 約14,250円／月
 - 第2子 約14,250円／月
 - 第3子 約18,060円／月
- 住宅手当：18歳未満の子を持つ家庭

④勤務時間短縮制度

フランスにおける主な取り組み

①家族手当と税制

- 第2子以降への家族手当（所得制限なし、19歳まで）
 - 子ども2人 約15,000円／月
 - 子ども3人 約35,000円／月 年齢加算あり
- N分N乗方式による所得税制
世帯合計所得を家族人員Nで割った所得にNをかけて所得税額を求める。
（こども2人目まではそれぞれ0.5人分として算出する）

②育児休業制度

- 3年間の育児休業または勤務時間短縮が可能。
- 第1子には6か月間、第2子以降は3歳になるまで休業あるいは育児休業手当が支給される。

②保育ママ、ベビーシッター利用に対する一部補助